

お薬を使うすべての方に 知ってほしい制度です。



覚えておくと
安心ですね！

ドクトルQ

医薬品副作用被害救済制度

【副作用が発生した場合には、ご相談を。】

処方された薬や薬局で購入した薬を正しく使っても、

完全には防げないのが副作用。

万が一入院治療を必要とする程度の副作用が発生した場合には、

救済給付を行う公的な制度があります。

給付の請求には診断書などが必要となりますので、

まずは電話やメールでご相談ください。

詳しくは で

で

医薬品副作用被害救済制度の基本

医薬品副作用被害救済制度とは

医薬品副作用被害救済制度は、**病院・診療所で処方されたお薬、薬局で購入したお薬を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により、入院治療が必要な程度の疾病や障害などの健康被害について救済するものです。**

※昭和 55 年 5 月 1 日以降に使用した医薬品が原因となって発生した副作用による健康被害が対象となります。

生物由来製品感染等被害救済制度

平成 16 年 4 月 1 日以降に使用した生物由来製品(輸血用血液製剤、ブタ心臓弁など)を介した感染等による健康被害が対象となります。

よくあるご質問にドクトルQ がお答えします!



Q. 請求はどのようにすればよいですか?

A. 給付の請求は、**健康被害を受けたご本人またはその遺族が直接、医薬品医療機器総合機構**に対して行います。その際に、**医師の診断書などが必要**となります。まずは、電話やメールでご相談ください。



Q. 給付の支給決定はどのようにして決まるのですか?

A. 提出いただきました書類をもとに、厚生労働省が設置し外部有識者で構成される**薬事・食品衛生審議会**における審議を経て、**支給の可否が決定**されます。支給の可否については、**医薬品医療機器総合機構**からご連絡いたします。



Q. 給付にはどのような種類がありますか?

A. 給付には**7 種類**あります。

■入院治療を必要とする程度の健康被害で医療を受けた場合

①医療費 ②医療手当

■日常生活が著しく制限される程度の障害がある場合

③障害年金 ④障害児養育年金

■死亡した場合

⑤遺族年金 ⑥遺族一時金 ⑦葬祭料

給付額は種類ごとに定められております。

なお、それぞれについて請求期限がございますので、ご注意ください。



Q. 救済の対象にならない場合がありますか?

A. 下記の場合は救済の対象になりません。

- ①法定予防接種によるものである場合
- ②医薬品の製造販売業者などに損害賠償の責任が明らかな場合
- ③救命のため、やむを得ず通常の使用量を超えて医薬品を使用したことによる健康被害で、その発生があらかじめ認識されていたなどの場合
- ④対象除外医薬品による健康被害の場合
- ⑤医薬品の副作用のうち入院治療を要する程度ではなかった場合などや請求期限が過ぎてしまっている場合、医薬品の不適正な使用によるものである場合

